

「印紙税法基本通達」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1</p> <p>課税物件、課税標準及び税率の取扱い</p> <p>非課税文書</p> <p>非課税法人の表、非課税文書の表及び特別法の非課税関係</p> <p>(独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第1号に規定する学資の<u>貸与等</u>に係る業務に関する文書の範囲)</p> <p>4 非課税文書の表の「独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第13条第1項第1号《業務の範囲》に規定する<u>学資の貸与及び支給</u>に係る業務に関する文書」とは、独立行政法人日本学生支援機構の行う<u>学資の貸与及び支給</u>に関する文書に限られるのであって、都道府県、市町村等が高等学校、大学等の生徒、学生等を対象として育英資金を貸し付ける場合に作成する文書を含まない。</p> <p>(注) 都道府県、市町村等が高等学校、大学等の生徒、学生に対して無利息で学資資金を貸し付ける場合に作成する第1号の3文書（消費貸借に関する契約書）に該当する文書については、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第91条の3《都道府県が行う高等学校の生徒に対する学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書等の印紙税の非課税》の規定の適用がある場合には、当該規定に定めるところによるのであるから留意する。</p>	<p>別表第1</p> <p>課税物件、課税標準及び税率の取扱い</p> <p>非課税文書</p> <p>非課税法人の表、非課税文書の表及び特別法の非課税関係</p> <p>(独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第1号に規定する学資の<u>貸与</u>に係る業務に関する文書の範囲)</p> <p>4 非課税文書の表の「独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第13条第1項第1号《業務の範囲》に規定する<u>学資の貸与</u>に係る業務に関する文書」とは、独立行政法人日本学生支援機構の行う<u>学資の貸与</u>に関する文書に限られるのであって、都道府県、市町村等が高等学校、大学等の生徒、学生等を対象として育英資金を貸し付ける場合に作成する文書を含まない。</p> <p>(注) 都道府県、市町村等が高等学校、大学等の生徒、学生に対して無利息で学資資金を貸し付ける場合に作成する第1号の3文書（消費貸借に関する契約書）に該当する文書については、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第91条の3《都道府県が行う高等学校の生徒に対する学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書等の印紙税の非課税》の規定の適用がある場合には、当該規定に定めるところによるのであるから留意する。</p>